令和5年第6回高松市議会定例会追加提出予定議案

1 令和5年度高松市一般会計補正予算(第8号)

現計予算額178,094,659千円補正額3,962,459千円補正後182,057,118千円

2 高松市手数料条例の一部改正について

R6. 3. 1から施行

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、

改正するもの

- (1) 証明手数料を徴収する証明に指定市町村長に対する電子化された届書等情報の内容の証明を追加するもの
- (2) 交付手数料を徴収する証明書の交付に本籍地の市町村以外の指定市町村長に対する戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付を追加するもの
- (3) 交付手数料を徴収する証明書の交付に本籍地の市町村以外の指定市町村長に対する除籍の 謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付を追加するもの
- (4) 戸籍電子証明書提供用識別符号(磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録を識別できるように付される符号をいう。) の発行に係るその手数料の額を定めるもの(電子情報処理組織を使用する方法で請求又は発行を行う総務省令で定める場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。)
- (5) 除籍電子証明書提出用識別符号(磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録を識別できるように付される符号をいう。) の発行に係るその手数料の額を定めるもの(電子情報処理組織を使用する方法で請求又は発行を行う総務省令で定める場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。)
- (6) 閲覧手数料を徴収する閲覧に供する事務に指定市町村長に対する電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を追加するもの
- (7) 所要の規定整備をするもの

3 高松市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの

R 6. 1. 1から施行 (8)の一部は公布の日から施行

- (1) 国民健康保険制度において世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」と
 - いう。)がある世帯の納付義務者に対して賦課する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額 及び介護納付金賦課額(以下「基礎賦課額等」という。)に係る所得割額及び被保険者均 等割額を減額するものとし、減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月(以下 「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産予定月の翌々月まで の期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を合算した額とするもの
- (2) 保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に係る基礎賦課額等の算定について定めるもの
- (3) 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、出産被保険者に関する届書を市長に提出しなければならないこととするもの
- (4) 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額(以下「基礎賦課総額等」という。)の算定に当たっては、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額することとなる額を含むこととするもの
- (5) 出産被保険者の保険料の減額に伴い、一般会計から特別会計に繰り入れることとなった額を控除して基礎賦課総額等の額を算定することとするもの
- (6) 賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者の異動があった場合における未就学児の被保険者及び出産被保険者に係る基礎賦課額等の算定は、月割をもって行うこととするもの
- (7) 引用条項の整備をするもの
- (8) 所要の規定整備をするもの